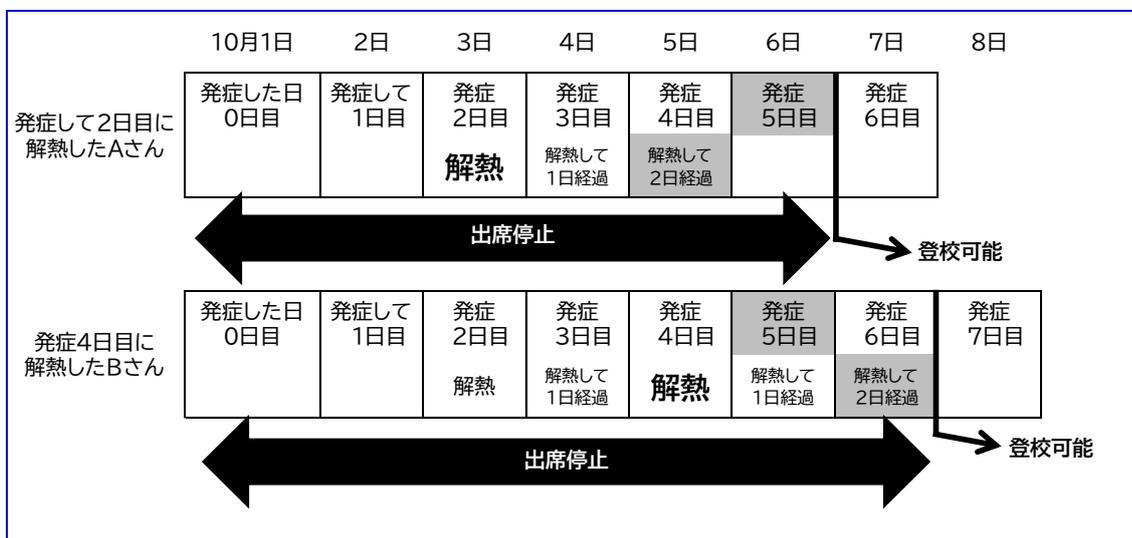


インフルエンザの出席停止の基準は

「発症後5日が経過」かつ「解熱後2日が経過」するまでです。



つまり「熱がいつ下がったか」により
再登校可能日が異なります。



再登校可能日に熱以外の症状がある場合は
自宅で療養してください。